

花の駅 生駒高原

コスモス園

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

第1版 2020.9.7

作成2020年9月7日

「生駒高原コスモス園による新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン」について

花の駅生駒高原は、コスモス園の開園に伴い、新型コロナウイルス感染防止策として、お客様に当施設を安心してご利用いただくために、様々な取り組みを行っております。

お客様、お取引業者様およびに従業員とその家族の健康と安全を第一に、引き続き万全を期してまいります。

このガイドラインは衛生管理の徹底、感染のリスクが高いと言われる3密（密閉、密集、密接）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など「新しい生活様式」として安心・安全を確保する為の具体的な内容を示したものです。

本ガイドラインは、東日本遊園地協会、西日本遊園地協会、賛同企業の「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいて作成しております。

尚、今後も感染状況に応じ、政府、宮崎県から示される指示、並びにお客様の要望等を踏まえて、随時、改訂してまいります。

1. 基本的感染対策

(1) 感染防止に向けた基本的な考え方

花の駅生駒高原における、来園者と従業員の健康と安全を最優先事項として、新型コロナウイルスにおける感染を防止するため、最大限の対策を講ずるものとします。

- ①来園者に関わる全ての人の健康管理に留意します。
- ②衛生的な施設を提供できるよう清掃・消毒を強化します。
- ③身体的距離（社会的距離1m以上、できれば2m以上が目安）確保することを、基本原則とします。

(2) 入園制限／入園時の対応

- ①3密（密閉・密集・密接）を回避するために、当面の間は収容人数の半分にするなど園内全体の入園人員の制限を行わせていただきます。
- ②入園時に来園者の検温を実施し、37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は、入店・入園をお断りします。
- ③入園後であっても、来園者からの体調不良の申し出があった場合はご退園いただきます。
- ④以下の場合、来園者の入園をお断りする旨の告知を行います。
※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

(3) 身体的距離（社会的距離）の確保

- ①来園者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、レジ前、入園ゲートの待機場所には、少数グループ（家族等）ごとに1m以上空くように待機線等を設置します。

(4) マスクまたはフェイスシールドの着用

- ①来園者・従業員とともに、マスクまたはフェイスシールド着用を義務付けます。
※気温・湿度が高い日においては熱中症対策のため、長時間屋外での勤務を行う従業員については来園者との距離を1m以上（できれば2m以上）空けること、及び大量の飛沫を伴う大声での会話や発声をしないことを条件として、従業員のマスク着用を不要とすることも可能とさせていただきます。

(5) 手洗いの励行

- ①来園者・従業員ともに、まめに手洗い（30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗う）または手指消毒を行うよう案内板を設置します。
- ②まめに手洗い等が行えるよう、手洗い場に石鹸の常備、手洗い場のない場所には

手指消毒液の常備を行います。

(6) 消毒の実施

- ①手洗いまたは手指消毒液を各施設の出入口に設置します。
- ②レジカウンター周り、売店扉等、来園者の触れる機会の多い箇所は、清拭消毒を適宜に行います。

(7) 屋内施設

- ①屋内施設は、施設の状況に応じて、できる限り窓・扉の開閉、空調機器を活用し換気に努めます。

(8) 従業員（委託先等を含む）

- ①従業員についても、上記基本的感染対策を行うことを前提とします。
- ②出勤前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は勤務を控えさせます。
- ③咳や発熱等の症状がある場合は、出勤せずに上長に報告し指示を仰ぐこととし、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は適切な受診等を指示します。
- ④日頃からの手洗いの徹底と健康管理を促し、プライベートでも3密を避けるよう注意喚起を行います。
- ⑤ユニフォームは適宜洗濯し清潔かつ衛生的な状態を維持します。
- ⑥運営管理者は、従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握します。

2. 入園口

(1) チケット販売

- ①従業員及び入園者ともにマスクもしくはフェイスシールド着用を義務とし、また透明アクリル板・透明ビニールカーテン等により入園者との間を遮断する等、飛沫飛散防止に努めます。
- ②キャッシュレスによる決済をできるだけ勧めます。
- ③現金でのご精算時は、金銭の手渡しを行わず、キャッシュトレイでの対応で行います。

3. 物販（小売業界ガイドライン参照）

(1) レジ

- ①従業員及びお客様ともにマスクもしくはフェイスシールド着用を義務とし、また透明アクリル板・透明ビニールカーテン等によりお客様との間を遮断する等、飛沫飛散防止に努めます。
- ②キャッシュレスによる決済をできるだけ勧めます。
- ③現金でのご精算時は、金銭の受け渡しを行わず、キャッシュトレイでの対応で行います。

4. 飲食（外食業界ガイドライン参照）

（1） 共通事項

- ①従業員及びお客様ともにマスクもしくはフェイスシールド着用を義務とし、また透明アクリル板・透明ビニールカーテン等によりお客様との間を遮断する等、飛沫飛散防止に努めます。
- ②現金でのご精算時は、金銭の受け渡しを行わず、キャッシュトレーでの対応で行います。
- ③店舗に手指消毒液を設置します。
- ④箸やスプーン、コップなどの容器類は使い捨てを使用します。
- ⑤食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収します。
- ⑥テーブルの消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理は徹底して実施します。
- ⑦テーブル席は真正面の配置を避け、席をずらすことや横並びに座ることを促すことなど工夫を行います。

※しかし同居グループ、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等が対面を希望する場合は可能としますが、対人距離の確保（1m以上（できるだけ2mを目安に））のため、他グループとの相席は避ける。

5. トイレ・手洗い・喫煙所等

（1） トイレ・手洗い

- ①不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を定期的に行います。
- ②清掃は通常通り丁寧に行います。

（2） 喫煙所

- ①喫煙者同士の身体的距離（社会的距離）の間隔を空けるよう注意喚起を促します。

6. レンタル品（車いす等）

- （1） 貸出後、速やかに清掃、清拭消毒を行います。

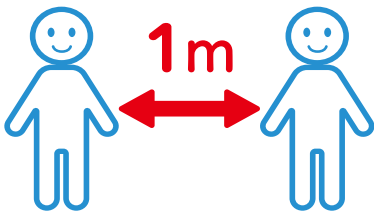
7. ゴミ回収

- （1） 回収者はマスクまたはフェイスシールド、使い捨て手袋を必ず着用し、手袋を脱いだ後は必ず、手洗いまたは手指消毒を行います。
- （2） 回収したゴミは、来園者が触らない場所に速やかに移動し、ゴミ袋を管理する従業員はマスクまたはフェイスシールド、使い捨て手袋を必ず着用します。

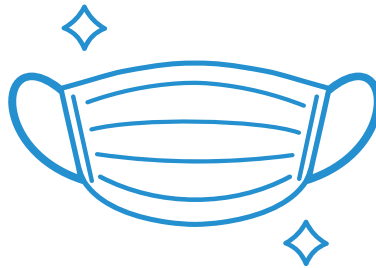
以上

新型コロナウイルス 感染拡大防止対策について

間隔をあけて
お並びください



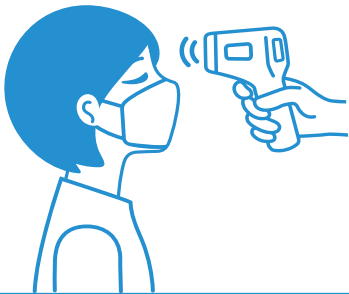
マスク着用に
ご協力ください



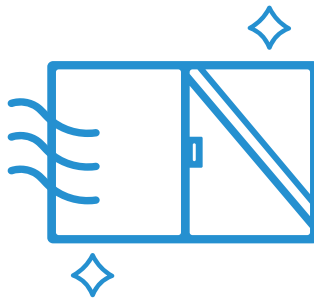
手指消毒に
ご協力ください



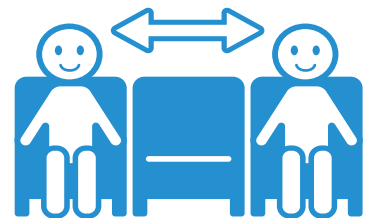
検温に
ご協力ください



定期的な換気を
行っています



間隔をあけて
お座りください



定期的な消毒を
行っています



入場制限を
行っています



感染拡大防止対策にご協力をお願い致します